

自動車税のグリーン化特例の概要

○ 軽 課

〔適用期間〕 ・令和8年4月1日～令和10年3月31日
〔適用内容〕 ・適用期間中に新車新規登録を行った場合に限り、当該年度の翌年度分について特例措置が適用

対象・要件等		特例措置の内容
乗用車	・電気自動車 ・燃料電池自動車 ・天然ガス自動車（平成21年排出ガス規制NOx10%以上低減又は平成30年排出ガス規制適合） ・プラグインハイブリッド自動車	概ね75%軽減
重量車等 （バス・トラック）	・電気自動車 ・燃料電池自動車 ・天然ガス自動車（平成21年排出ガス規制NOx10%以上低減又は平成30年排出ガス規制適合） ・プラグインハイブリッド自動車	概ね75%軽減

○ 重 課

〔適用内容〕 ・新車新規登録から一定期間経過した自動車(※1) ： 概ね15%重課(※2)

- ・ガソリン車、LPG車 ： 13年超
- ・ディーゼル車 ： 11年超

※1 電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ガソリンプラグインハイブリッド自動車、ガソリンハイブリッド自動車、一般乗合バス及び被けん引車については、重課の適用外

※2 バス（一般乗合バスを除く）及びトラック（被けん引車を除く）については、概ね10%重課

軽自動車税のグリーン化特例の概要

○ 軽 課

- 〔適用期間〕 ・令和8年4月1日～令和10年3月31日
- 〔適用内容〕 ・適用期間中に初めて車両番号の指定を受ける減税対象車(三輪以上の軽自動車)を取得する場合に限り、当該年度の翌年度分について特例措置が適用

対象・要件等		特例措置の内容
乗用車	・電気自動車 ・燃料電池自動車 ・天然ガス自動車(平成21年排出ガス規制NOx10%以上低減又は平成30年排出ガス規制適合)	概ね75%軽減
軽貨物車	・電気自動車 ・燃料電池自動車 ・天然ガス自動車(平成21年排出ガス規制NOx10%以上低減又は平成30年排出ガス規制適合)	概ね75%軽減

○ 重 課

- 〔適用内容〕 初めて車両番号の指定を受けてから13年を経過した三輪以上の軽自動車(※1)：概ね20%重課

※1 電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ガソリンハイブリッド自動車及び被けん引車を除く